

平成28年第3回  
利根町議会定例会会議録 第3号

平成28年9月13日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
教 育	長	杉山英彦	君
総 務 課	長	清水一男	君
企 画 財 政 課	長	飯塚良一	君
税 務 課	長	石川篤	君
住 民 課	長	岡野寛之	君
福 祉 課	長	石田通夫	君
子 育 て 支 援 課	長	大野敏明	君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		秋山幸子	君
環 境 対 策 課	長	大津善男	君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		武藤武治	君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越直樹	君
都 市 建 設 課	長	鬼澤俊一	君
会 計 課	長	菅田哲夫	君
学 校 教 育 課	長	寺田寛	君
生 涯 学 習 課	長	坂田重雄	君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	宮 本 正 裕
書	矢 口 敬 子

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 3 号

平成28年9月13日（火曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（井原正光君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4番通告者，10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 皆さんこんにちは。雨の中，傍聴の皆さん，本当にご苦労さまでございます。4番通告，若泉が，今回は3点につきまして質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

まず，第1点目，福祉バスの運行について質問をいたします。

現在，町では月曜日から金曜日まで利根町全域にわたり福祉バス（福ちゃん号）を運行し，多くの町民の方が利用されています。

高齢化はますます進み，これまで自分で運転されていた方も，安全を考え免許証を返納する方が多くなってきております。当然，足を確保することが大変になります。

福祉バス，デマンドタクシーが運行されることにより大いに助かりますが，どちらも

土・日・祝日は運休なので、町民は不安を感じています。せめて土曜日だけでも福祉バスを運行していただきたいと思い質問します。これに対して、町の考えを伺います。

あとは自席でお願いします。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、若泉議員のご質問にお答えをいたします。

福祉バスの運行についてのご質問でございますが、福祉バスは、昭和62年の福祉センター開設に伴い運行を開始した経緯がありまして、従来からセンターの事業にあわせて運行をしてまいりました。

センターを利用する方の多くが、高齢の方や障害をお持ちの方であるということから、町内を無料で循環運行して、センターに来ていただくために導入されたものであります。

その後、このような導入目的を優先しつつも、町民の皆様の利便性の向上を図るために、それまで設けていた60歳以上の方と、障害をお持ちの方に限っていた利用制限を撤廃しまして、誰でも自由に各バス停で乗り降りができるように見直しをしております。さらに、公共施設や金融機関、医療施設や商業施設などを運行ルートに加えて、現在に至っているという経緯がございます。

また、ふれ愛タクシーでございますが、平成16年に龍ヶ崎市とJR布佐駅間を結ぶ路線バスが廃止されたことに伴い、住民の移動手段を確保するための代替交通として平成20年度より運行を開始しております。

当初は、コミュニティバスの運行も検討をしましたが、高齢化の進展や町の財政状況を勘案し、事前予約することにより、バス停を設けずにドア・ツー・ドアで効率的な運行が可能で、かつ、コストパフォーマンスのより高いデマンド型乗合タクシーに決定した経緯もございます。

現在、ふれ愛タクシー利用者のうち、行き先で最も多いのが医療機関となっており、土曜日の運行を考えた場合、やはり医療機関への利用が多く見込まれますが、医療機関における土曜日の診療は、隔週診療や午前中のみ診療であることも多く、また、週末は家族の送迎が可能な家庭も多いことから、ふれ愛タクシーの需要は平日に比べ少ないということが予想されます。

また、福祉バスにつきましては、運営主体であります保健福祉センターが、事業を開催していない休館日に運行することは、福祉バスの本来の役割を超えておりますので、町といたしましては、土曜日運行による費用対効果など総合的に判断し、現在のところは土曜日の運行を行う考えはございません。

○議長（井原正光君） 10番若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） どうも、答弁ありがとうございます。

私、今回、福祉バスにつきまして質問していますが、ふれ愛タクシーにつきましていろいろ詳しい答弁、ありがとうございます。

それで、今現在ですよ、現在の福祉バスの1日の利用者、主要施策を見ますと大体29名なんです。ふれ愛タクシーのほうが27名ぐらい、この1日平均29名の利用者が、行政としては多いと見ますか、また、少ないと見ますか、答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 秋山保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（秋山幸子君） それでは、お答えいたします。

多いか少ないかというところのご質問でございますが、今の利用者の方々を大体見えますと、保健福祉センターに来られる、あるいは利根町公民館に来られる、それから、図書館のほか役場への用を足す、それから、買い物、医療機関と、さまざまな利用がなされております。そういった中で、多いか少ないかというところを見ますと、これまでの昨年27年度、あるいは平成26年度の利用者を見てもみますと、平成27年度は500人ほど利用する住民の方がふえております。

平成27年度からはバスを小型化して、ルートも変更をかけております。平成26年度までよりも、例えば医療機関に行ったら、同じバス停で待っていればまた自宅に戻れる、買い物もしかり、そういったところで平成26年度までAコース、Bコースという形で回っていたバスが、それだと乗り継ぎをしなければ行動できなかった方々が、今はそういうことはなくなっているという点では、ふえてきていると理解をしております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 先ほどの町長の答弁、この福祉バスというのは、福祉センターが主だから土曜日は運行しないと、はっきり言い切りました。今の課長の答弁ですと、多いか、少ないか、私質問しましたけれども、これに対しては、私はどちらかと言うと利用者が少ないのかなと、そう思っています。

ではなぜ、私が少ないという感じを持っているのかということ、利用する町民の方々のもう少し利便性とか、そういうものを行政が考えてあげれば、なおかつ利用する方が多くなるのかなと思います。後で、このことはどのようにしたらいいか言います。

それで、町長が言ったように福祉関係ですから土曜日は運行しないと、しかしながら、今の課長の答弁ですと、そういうようには言わなかったですね。病院に行ったり、買い物に行ったり、要するに名前は福祉バス、福ちゃん号です、確かに。しかし足のない高齢者の皆さんは、福祉関係だけでなく、利根町全域の足に皆さん頼っているんです。ですから私は、今回土曜日にせめて運行していただきたいなということは、そういう意味もかねて質問しているわけです。

町長の先ほどの答弁ですと、完全に土曜日はやらないよ、これは福祉関係の福ちゃん号だからやらないよと、そういうふうに言い切っているような感じなんです、町長、もう一度その辺を答弁、お願いします。

○議長（井原正光君） 秋山保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（秋山幸子君） ただいまのご質問でございますが、福祉バスにつきましては、あくまでも公共交通機関の補完というところで当然動いておりますが、私が、利便性がよくなったということで先ほどちょっとお話ししましたけれども、あくまでもそれは福祉バスとしての最大の目的を果たしつつも、その中で限られた運行ルートと時間の中でルートを考えた結果、ふえてきているというところで申し上げました。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） では、課長にお尋ねしますけれども、今現在平均29名と言いましたけれども、その年間の利用者、恐らく6,000名以上はいると思いますよ。その内訳、わかりますか、全てが福祉関係じゃないと思いますよ。

例えば診療所に行くとか、買い物に行くとか、図書館に行くとか、それから、生涯学習センターに行くとか、いろいろな方面で利用している方が多いと思います。ですから、私、冒頭から、できれば土曜日運行をせめてやっていただきたいなということなんですよ。

大体その内訳というのはわかりますか、利用者の内訳、わかったらちょっとお願いします。

○議長（井原正光君） 秋山保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（秋山幸子君） 本日はどこで降りているかというのはデータとして持っておりますけれども、本日はどこで降りているとか、そういう細かい詳細につきましてお答えすることは、手元に資料がございませんのでお答えできません。

ただ、その降り先はわかりますけれども、その方々の細かいアンケート等に関しましては、とってはおりません。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） はっきり言って、その利用している方が、例えば役場のほうに何人、生涯学習センターに何人、それはなかなかわからないと思いますよ。しかしながら、課長も町長も、福ちゃん号に乗ってこの利根町の役場へ来るとか、それから、図書館に行くとか、福祉センターに行くとか、いろいろな方面に行っていると思います。それは理解していると思いますよ。ですから、福ちゃん号は福祉関係だけじゃないと私は思いますよ。要するに、大きく見れば利根町住民の足のバスじゃないんですか。

町長は、その点に関しましてどう思いますか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

1回目の答弁で答弁しているとおり、最初に導入したのは、高齢の方や障害者の方の福祉センターに来るためだけに運行したと、しかしながら、その後、このような導入目的を優先しつつも町民の皆様の利便性の向上を図るために、それまで設けていた、60歳以上の方と障害をお持ちの方に限っていた利用制限を撤廃したという経緯がございます。それで

誰でも自由に各バス停で乗り降りができるように見直しをしております。

そのことによって、先ほど秋山保健福祉センター所長が言ったように、利用者も大幅に増加したということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 町長、それはわかりますよ。最初は福祉バス、名前のとおりに福祉関係、それは私も理解はできますよ、しかし、町長、自分で言っているでしょう、最初はそうだったんだけど、要するに町民の方たちの利便性を考えて、それを撤廃して、誰でも乗れるようにしたんだと、まさしくそうでしょうよ。

10年も20年もたてば、世の中だって変わりますよ、変われば変わるようにそのように準じてやるのが、これ、行政じゃないんですか、それが町民のための足の確保にもなると思うのです。ですから、私は先ほどから、せめて町民の方たちの足のために、土曜日運行してあげたいなど。

はっきり申しまして、これで2回目なんですよ、私、質問するの。それでそのときの答弁はどのように言ったか、町長は覚えていると思いますけれども、ぜひ検討させてください、そう言いましたよ。議事録見ればわかりますから、では、検討させてくださいということは、それから、私の質問したことに対して検討したかどうか、答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 担当課と検討した結果、先ほど答弁したとおり、病院とか診療所、そういうところに行く利用者が多いということで、その中でも土曜日は隔週の休診、または午前中だけの診療ということで、土曜日に運行をしてもコストが高くなる。それともう一つの運行しないというあれは、保健福祉センターが土日開いておりませんので、そういう関係で土曜日は運行するべきではないということで、先ほどから言っておりますとおり、土曜日の運行は考えておりませんという答弁になっております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 町長、そのバス、保健福祉センターが土曜日、日曜日は開いていないから、福祉バスも動かせないよと、これ、そういう法律があるんですか、これは町で決めたことでしょうか、そうじゃないんですか。

要は、行政というものは町、町民の皆さんの利便性というのを図らなければいけないんじゃないですか、ただ町の考えだけで、福祉バスは福祉関係だから保健福祉センターが休みだから動かせない、そうではないと思いますよ。

これから、町長がいつも言っているとおり、高齢者はどんどんふえていくんだと、まさしくそうですよ。利根町だって、はっきり言って、茨城県では大子町に次いでっていつも言っているでしょう。それほど高齢化率は高くなる、そして町長はなおかつそこに、利根町は、高齢化率は高いけれども、健康で動ける人が多いんだと、そう町長は言っているじゃないですか。これは本当に素晴らしいことですよ。高齢化になっても、毎日毎日元気で

こうやって過ごしていられるということは、これは町の施策、よく言うように、シルバーリハビリ体操とかフリフリグッパとか、健康に関していろいろ検査をやっていますよ、そういうところにつながって結局、高齢化率は高くなっても健康な方が多くなっているんですよ。

健康な方が多いということは、その健康な方たちは動けるんです、はっきり言って。表に出られるんですよ、寝たきりでは表に出られないです。でも、高齢化になれば、自分で運転していた人も、もう危険だから免許証は返納しようよ、そういう形になるんですよ。そうしますと何が頼りなんですか、結局は一番頼りにするのは公共でやっているバスとか、福ちゃん号とか、ふれ愛タクシーとか、そういうのが町民から見たら救いの足なんですよ。

そういうことを考えていかなければ、行政としては、町民の方が足を確保するためにも町は努力してあげなきゃいけない、私はそう思います。

町長、このこと、自分ばかり言ってもしようがないですから、もう一度はっきり聞きます。土曜日はどうしてもできないのか、できるのか、その答弁だけお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほどから申しているとおおり、現段階では土曜日の運行は考えておりません。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） はい、よくわかりました、町の考えは、よくわかりました。1問目はこれで終わります。

次、2問目に行きます。生活保護についてお伺いをします。

私、生活保護について、今回質問するということは、私自身が生活保護の実態というのをよくわからないんですよ。それで生活保護を理解していきたいなということで質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

2016年3月現在で、全国で高齢者65歳以上の世帯が82万6,656世帯となり、生活保護世帯が50.8%になり、そのうち単身世帯が9割になったそうです。これは新聞で調べました。

利根町は特に高齢化率が高く、今後ますます進んでいき、ひとり暮らしも多くなることと思います。利根町での生活保護の状況及び今後の生活保護に対して、町としてどのような考えを持っているのか伺います。

まず、一つとして、平成23年度から平成27年度における生活保護世帯数（人数）の推移をお願いいたします。

それから、直近の生活保護世帯数（人数）をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

まず、生活保護の定義についてご説明いたしますと、生活保護とは、病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年をとり収入が少なくなったりなど、

いろいろな事情で生活費や医療費の支払いに困ることがあります。このようなとき、自分たちの能力や資産などを活用し、精一杯努力してもなお生活できない場合に、国が一定の基準に従って最低生活に不足する分についてお金を支給したり、医療や介護を受けられるようにするとともに、一日も早く自分の力で生活をしていけるように手助けをするという制度でございます。

それでは、ご質問の平成23年度から平成27年度における生活保護世帯数と人数の推移をお答えいたします。

5年間での生活保護の状況の変化については、世帯が8世帯ふえ、率にしますと16%の伸び、人数が9人ふえ、率にしますと13.8%の伸び、65歳以上の方が22人ふえ、率にしますと75.9%の伸びとなっております。

次に、直近の生活保護世帯数と人数、これは利根町の生活保護の状況でございますが、平成28年4月1日現在、58世帯74人のうち、65歳以上の方が51人となっております。

なお、平成23年4月1日現在の生活保護の状況については、50世帯65人のうち、65歳以上の方が29人でございます。

特に65歳以上の方の増加が顕著となっております。これは、要介護状態となり在宅での生活が困難となり、特別養護老人ホームやグループホームに入所したものの、年金では入所費用が不足するため生活保護の受給につながるものと考えられます。

このような施設入所者は、平成28年4月1日現在18人おりますので、引き続き住みなれた地域で生涯にわたり自立した生活が送れるよう、より一層の介護予防事業の推進を図るとともに、町内の介護施設や医療機関、ボランティア団体などとのネットワークの充実を図ってまいりたいと考えております。

今後、町として生活保護に対してどのような考えを持っているかということですが、生活保護とは国民にとって最後のセーフティーネットの役割であり、生活に困っているときは、生活保護法の定める一定要件のもとに受けることができるものであると認識しております。

現在、利根町の生活保護を受ける認定は、茨城県県南県民センターにおいて行っております。利根町で認定するわけではございません。引き続き、県南県民センターとの連携を密にしながら、適切な保護の認定や自立生活をしていけるように手助けをしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） どうもありがとうございます。

町長の答弁で、生活保護というものはということで詳しく教えていただきましたけれども、実は私、5年ほど前に東京で1泊2日の生活保護に関しての研修がありました。私、個人でそれは受けてまいりましたので、まさしく町長が言ったとおり、病気とかけがとか、そういうふうになった場合には受けられるんだよと、また、高齢化になってどうしても身



寄りがない、そういう方たちが受けられるんだよ、まさしくそうですね。

それで、もちろん受ける場合は自分の財産、家はない、土地はない、貯金はない、そういう方だけ受けられるという条件ですから、なかなか厳しいのかなと思います。

それで、今、人数も教えていただきました。生活保護を受けている方というのは、本当に自分が保護を受けるに当たって、好き好んで受けているわけではないんですよね、結局、身寄りがないとか、働きたくとも働けない、そういう方たち、本当に事情がある方がどうしても国のお世話になるという形で受けているのが現状かなと、私はそのように理解をしております。

それで、利根町の状況を伺いましたけれども、65歳以下で51名、61歳以上の方は74名、開きがありますね。74名と51名、ということは、まだ年齢が若くて受けている方は病気で受けているのか、けがなどで受けているのか、そういう方は、また治れば働けるわけなんです。ですから一時は生活保護を受けた人でも、働けるようになれば、それは生活保護はもう結構ですよ、働けるようになりましたから結構ですよと、生活保護を受けない、それが生活保護のしきたり、規則だと思うのです。

利根町でそういう方が、過去ここ二、三年のうちにいたのか、いないのか、ちょっとわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それでは、質問にお答えいたします。

確かに生活に困って相談に来て、それでそのときの状況で生活保護になられた方はおります。それである程度の期間がたちましてから、今度働くようになりまして、生活保護を停止したということも実際ございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） よくニュースなどでわかるんですけども、生活保護を受けていて、本来から言えば幾らでも働ける、それを何とか誤魔化して生活保護をもらっているというニュースを結構聞くんですが、利根町ではそういう方はいなければ結構なんですけれども、これは本当にはっきり申しまして国の税金ですからね、国の税金を、一時は生活保護を受けなければしょうがない、病気とか何かでそういう体ではしょうがないなど、これはそのときはしょうがないです。でも治っても生活保護を受けている、そういう方も中にはいるんですよね。ずるい方が、そういうことは利根町の場合はないと思いますけれども、ないとは言いきれませんので、そういう点はきちんと町のほうでやっていただきたいなと思います。

もう一つ、ここで聞きたいのは、生活保護を受ける場合は、私の理解しているのは、まず土地がない、家がない、それから、兄弟とか、そういうのがいないというより、いても、その兄弟が全然見られない、そういう方は受けられると思いますけれども、中には兄弟とか身内の方が見られるような生活なんです、実際は受けている方もいると思うのです。

そういう場合は、先ほど町長が言ったように、これは申請を受けて利根町で審査して、それではあなたは受けられますよ、あなたはだめですよと利根町でやるわけではないですから、それは何とも言えませんけれども、でも実際は親兄弟、それから、身内の方で、本来ならその方を見られるという状況の場合は、絶対それは受けられないのか、中には受けている人がいるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それではお答えいたします。

生活保護の認定につきましては、議員ご存じのとおり、県南県民センターのほうで認定はされるわけですけれども、その認定に当たりまして、少し説明をさせていただきたいと思います。

何らかの形で相談が町のほうに参ります。その内容を伺いまして、その伺った内容に基づきまして申請書類のほうを記入いたしまして、これは申請者の方が記入するんですが、それで県南県民センターのほうに書類を送らせていただきまして、県南県民センターでは、その書類に基づきまして申請者のお宅のほうにお伺いして、聞き取り調査などをするということでございます。

それで、そのときの調査内容でございますけれども、家族の収入がどれぐらいあるのか、または差し当たって暮らしに必要な資産を活用する方法はないのか、先ほどもおっしゃられたように、土地等、そういう処分をするようなことが可能な土地がないのかとか、または親、子供、兄弟からの支援はどうかということ、または、そのほか年金、手当などの支給や給付が受けられないか、または、自動車の有無、または負債の有無ということにつきまして、県南県民センターのほうで調査をするわけでございます。

それで、先ほどご質問にありましたようなことにつきましては、うちのほうでは、今のところないという形で考えておりまして、いずれにしましても県南県民センターのほうで認定後におきましても申請者宅をお伺いして、現状を把握しているという状況で認定に当たっているということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） よくわかりました。

いずれにしても、生活保護を受けている方は、先ほども言いましたけれども、好き好んで生活保護を受けているわけではございません。ですから、これから受けている方は受けている方なりに楽しい生活、そういうこともできるように、町もしっかりと援助してあげたらいいのかなと思います。2番目の質問はこれで終わります。

次は障害者差別解消法について、これは私、6月にも質問しましたが、まだよく中身が理解できませんので、改めてお伺いして、自分なりに障害者差別解消法について理解していきたいなと思い、また質問させていただきます。

障害者差別解消法について、6月議会の一般質問で障害者差別解消法について質問をい

たしました。町は、利根町地域自立支援協議会において、その機能を兼ねることとして、平成28年4月1日付で設置しているとの答弁をいただきました。

7月に自立支援協議会を開催し、その中で福祉課の案を提出し検討することになっていましたが、7月の協議会でどのように検討されたのか、下記の件についてお伺いいたします。

まず、1番目として、協議会委員から出た意見等がありましたらお伺いしたいと思います。

それから、今後どのように進んでいくのか、その辺が私よくわからないので、質問させていただきます。お願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

協議会委員から出た意見等とのことでございますが、対応要領の策定に関しましては、福祉課で作成した案を協議会開催前に委員宛に送付し、あらかじめ内容の検討をさせていただいております。

当日は、参加した全ての委員から、概ね原案どおりに策定して差し支えないとの意見が出されております。

協議会全体の意見としましては、障害者差別の解消に際して、町の職員が適切に対応するための基本的なルールである「職員対応要領」、これはどこの自治体にも当てはまる普遍的な内容であり、国や県、近隣市町村と大きく内容が異なることは考えにくいことから、協議会として重点を置くべきことは、対応要領の策定時だけではなく、随時、対応要領の見直しの必要性と、職員への周知徹底の方法を検討することにあるとのことで合意がなされ、協議が終了しております。

次に、今後どのように進んでいくのかとのことでございますが、対応要領策定後、現在も行っておりますが、職員には対応要領とあわせて代表的な障害特性に対する対応方法例などの参考資料を配付するとともに、町民には町ホームページへ掲載しているところでございます。

今後も、障害特性を理解するための参考資料や事例集等を適宜配付し、職員への啓発活動を行っていく予定でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） それではお伺いします。

まず、「職員」と町長はおっしゃいましたね。この職員は、全員なのか、それとも特定の人なのか。

それで、職員に資料とかそういうのを配付すると言いましたけれども、職員の研修とか何かはどうなのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それではお答えいたします。

職員につきましては、全員でございます。臨時の方も含めまして、全員が職員という形で対応をするものでございます。

それに、先ほど資料の配付ということでございますけれども、こちらにつきましても、職員の方には、一人一人に冊子のほうを配付して、よく理解をしていただきまして対応のほうをお願いしているということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 職員は全員ということですが、この研修というのは、これから職員の方が行っていくわけですか、ただ資料だけの配付。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それでは、お答えいたします。

研修のほうにつきましては、福祉課のほうで、今現在2月に行う予定の人権問題講演会、こちらで障害者に関するテーマで講師をお呼びして、講演を行っていただくということになっております。

こちらにつきましては、日中の時間ですので、全員ということにはまいりませんが、管理職または課のほうで何名か出ていただいて、講演会を聞いて、周りの職員の方に周知をしていただければありがたいなと思っております。

また、職員の研修につきましては、うちのほうでというよりも、職員の管理している部署で行うということをお聞きしておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 職員の管理部署ということは、各課で行うと理解していいのかしら。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 総務課としましては、この職員の対応要領を策定しまして、全職員に向けて研修会等を行う予定で、今、講師等を探しているところでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 講師等を探しているって、ちょっと遅いんじゃないのかなという感じがしますが、でもいずれにしても職員全員が今後研修を受けて、何か問題が起きたときには、職員の方がその問題に対して携われるだけの心構えというか、知識というか、そういうものがなければいけないと思うのです。

あとは、結局、障害者というのは本当にいろいろな方がいますよね。目の見えない人、耳の聞こえない人、口のきけない人、また足の不自由な人とか、車椅子の人とか、いろいろな障害者がいる。これは全体的にそれは含まれるわけでしょう。

ということは、結局いろいろな問題が起きてきますよ。そうしますと、職員だけが幾ら研修して心構えはできていても、我々初め住民も、それだけの心構えというのが必要じゃ

ないかと思えます。それに対して行政としては、住民の方に対してはどのような研修とまで行かなくも、何かあるんじゃないかと思うのですが、その辺はどのように考えているのか、答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それではお答えいたします。

住民の方への周知ということでございますけれども、こちらにつきましては、職員対応要領のほうを「広報とね」でお知らせする予定であります。

また、ホームページ等でも今現在掲載しておりますので、そちらで周知を図っていきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 住民に対しては「広報とね」あたりでお知らせする、そう課長は言っていますけれども、そのぐらいで住民の方からは理解はなかなかできないと思います。

例えば一つの例として、あるお店、レストランとか何か、何でもいいですよ、食べるレストラン、そこに盲導犬を連れた障害者の方が行くとします。それで、何々食べたいと入ったら、申しわけないけどと断られるおそれが結構あると思うのです。

なぜかという、これは私の推測ですが、お店のほうとしたら、盲導犬というのはおとなしいですよ、それだけ飼いならされていますから、人に危害は加えません、座っているとさえ座っています。しかしながら、ほかのお客さんに迷惑がかかるとか、お店の中に犬を入れるというのは、これはまずいですと、必ずそのように断られると思うのです。そういう事件というか、問題が起きたときには、その連絡を受けたら、行政の皆さん、職員の方が行って対応してくれるんですか、そういう場合に、これは一つの例ですよ。

でも、ほかのこともいっぱいあると思うのです。例えばこの辺ではタクシーでも、頼んでから乗るから別なんですけど、違うところでは手を挙げてとめてタクシーに乗りますよね。そうすると車椅子で手を挙げます。そうしたら、面倒だから乗車拒否というのをされると思うのです。そういうときの対応だって結局どうなるか、いろいろな問題が出てくると思えます。

ただ一概に職員の方がそれなりに研修をやってオーケー、町民の方は「広報とね」で知らせればそれでいいかと言ったら、なかなかこれほうまくいかないと思うのですけれども、そういうことは絶対にあると思うのです。そういう場合は、課長、どのような対応をとるのか。

例えば連絡を受けたら、職員の方がその店へいち早く飛んで行って、こうこうこういうわけですよと対応してくれるのかどうなのか、そういう点をお願いします。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それではお答えいたします。

この対応要領は職員に対する要領、指針という形でございますけれども、この差別解消法におきましては、一般事業者、会社、お店等の事業所に対しましては、国の出先機関が周知するようなことになってございます。

対応指針という形で事業所を所管する国の役所のほうで作りまして、それを会社やお店のほうの事業者のほうに、そういう対応につきましてのお知らせ、周知をするということになっております。

また、何か問題が発生したときに、町の職員で対応していくのかどうかということがございますけれども、町で起きたそういうことに関しては、まず福祉課のほうにご連絡をいただくということで理解をしていただければ結構かなと思います。

その内容によりまして、なかなか課の中で対応できないという場合もあると思います。こちらにつきましては、自立支援協議会がそういう内容を把握するということにもなっておりますので、課の中で対応できない場合につきましては、そちらの自立支援協議会の中で提起しまして、またその中でいろいろな代表の方が参加されておりますので、そこでいろいろな事例をもとにしまして、その中で話し合いで解決できることはしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） いずれにしても、先ほど例としてレストランどうのこうのと言いましたけれども、利根町ではこういうことはまずないとは思いますが、しかし、利根町内で問題が起きるようなことは、職員の皆さんがこれから携わっていくということなんですから、これから研修等をしっかりとやって、そういうことが起きた場合はいち早く職員の方が手助けできるようにしてあげないと、せっかく障害者差別解消法をつくっても、これは活字だけで終わる、そんな感じがしちゃいますね。

あとは住民の方ですよ。住民の方も障害者に対してやさしい心というんですか、救ってあげたい、そういう温かい心を町民の方にもわかっているように、行政として町民の方たちにも、どういう形でも結構ですから、皆さんに研修とか、どういうことでやってもいいですから、皆さんにわかっているように、そして、せっかくつくったこの障害者差別解消法が立派に活用できるように、問題が起きないのが一番いいんですが、でも障害者の方というのは利根町にもいるんですから、そういう方たちの役に立つように、そういう障害者差別解消法になっていただきたいと思いますので、これからもどうぞよろしくお願いしたいと思います。

これで終わります。回答は結構です。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後2時10分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番通告者，3番石山肖子議員。

〔3番石山肖子君登壇〕

○3番（石山肖子君） 通告5番，3番石山肖子です。

今回の一般質問では，災害に強いまちづくりの施策，それから，学校教育現場でのスクールソーシャルワーカーの配置計画について，2点を質問いたします。

まず，災害に強いまちづくりの施策・防災体制と自主防災組織の防災意識向上について。

昨年9月の関東・東北水害から，今月の10日で1年が経過いたしました。茨城県の常総市では洪水により広範囲に水に浸かりまして，全避難者の4分の1以上に当たる約1,700人の方々が自主的に市外に避難したこと，このことを教訓にし，常総市は，市町村を超えた広域避難の枠組みづくりを模索し始めているとお聞きしております。

また，千葉県香取市は，茨城県稲敷市，潮来市と協定を結ぶ動きがあるなど，県境を越えた取り組みも始まっております。さまざまな自然災害への備えは，市町村を超えた広域の構想が必要となってきた状態であると，私は思います。

昨日は，利根町の水防ステーション建設について，高橋一男議員の一般質問においてお聞きいたしました。利根町がこれから災害に強いまちづくりをどのように行っていくのか，まず（1）といたしまして，地域防災計画の見直し，これが進行していると思いますが，この見直し点について概要をお聞きいたします。

加えまして，災害時の初動のときに大事となります災害情報伝達，これの確立についてどのような方策をとっておられるか，お伺いいたします。

以降の質問は自席にて行います。

○議長（井原正光君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは，石山議員のご質問にお答えをいたします。

地域防災計画の見直し，災害情報伝達の確立の進捗状況はということでございますが，地域防災計画の見直しにつきましては，平成26年3月に大幅な見直しを行っておりまして，その見直し内容は，平成23年に発生した東日本大震災を初め，近年のゲリラ豪雨，大型台風など，これまで経験したことのないような災害への対応が急務であるということから，災害発生時の対応として，より実効性のある計画にするため見直しを行ったものでございます。

その後も，災害対策基本法の改正等により修正が必要な場合には，利根町防災会議を開催しまして，ご審議をいただき，これまで内容の修正を行ってきております。

平成27年度にも災害対策基本法の改正がありまして，道路管理者による放置車両対策の

強化に係る所要の措置が講じられたことから、利根町防災会議を開催しまして、ご審議いただき修正を行ったところでございます。

次に、災害情報伝達の確立の進捗状況について、先月の8月22日の台風9号による避難所開設等の情報伝達にも利用しましたが、登録メール、エリアメール、防災行政無線、町ホームページ、フェイスブック・ツイッターにより情報伝達を行っております。

また、防災行政無線で放送された内容が聞き取れにくかったとか、聞き取れない方に、無料の防災行政無線テレホンサービスも平成26年11月から開始してございます。

今年度は、防災行政無線につきまして、電波法の改正や機器の老朽化に伴い、デジタル化に向けた実施設計業務委託を行い、来年度以降に防災行政無線のデジタル無線システムを整備する計画となっております。

○議長（井原正光君） 3番石山議員。

○3番（石山肖子君） ご答弁ありがとうございます。

利根町の広報紙におきましても、防災掲示板という名目で毎月いろいろな情報を載せていただいているようで、私などは非常に参考になりますし、忘れそうになったところに、そういうものを見ますと、改めて災害時にどのような行動をすべきかということ、いつも考えさせていただいております。

1番のご答弁に対しまして、もう一つ確認をしたいことがございますが、地域防災計画の見直し、修正等は必要があったときには行っておられるということです。平成27年3月ですから、昨年3月の定例会で、そのときには2番と同じような質問をしたわけですが、そのときにも質問の中に入れてさせていただいたのが、この地域防災計画の中に原子力災害編が入っているのか、いないのか、これから入れる予定があるのか、そこまで聞いたかどうかちょっと覚えていないんですけれども、原子力災害編が入っていないことについて質問しました。

この地域防災計画の中に原子力災害編は入っていませんよね。まず、その確認をさせていただいて、もし入っていないのであれば、その理由をお聞かせください。そして、これから原子力災害編を入れる予定があるのかどうかを含めてお伺いをいたします。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 現在の地域防災計画の中には、風水害と地震の二つを想定した計画となっておりますので、現在は原子力に関しては計画の中には定めておりません。

原子力を定めていないというのは、地元で東海村のように原子力があるわけではありませんし、今回もひたちなか市の広域避難計画の中でも避難先として指定されているところでもありますので、そういう理由で利根町の地域防災計画には掲載してございません。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） ご答弁ありがとうございます。

これからは原子力災害編は入れないというご答弁ですが、例えば東京都は地域防災計画



の中に原子力災害編をつけ加えております。1999年の東海村でのウラン加工施設での臨界事故を教訓として、原子力災害対策特別措置法が制定されたわけですが、都内に原子力施設が存在しない東京都が、かつ災害対策重点地域になっていないにもかかわらず対策を考えているわけです。

加えまして、お隣の龍ヶ崎市ですけれども、やはり原子力災害編を26ページにわたって入れておられます。

東京都の原子力災害編を入れる理由についてはちょっと割愛させていただきますが、龍ヶ崎市の原子力災害対策上の位置づけ、これが防災計画の中に入っております。「龍ヶ崎市は、日本原子力発電（株）東海発電所、第二発電所等から約70キロメートル離れており、県が対策を重点的に実施すべき区域の対象とする所在・関係市町村ではなく所在・関係周辺市町村以外の市町村である。しかしながら、福島第一原発事故のプルーム通過による放射性物質の影響が及んだことが否定できないこと、原子力災害対策指針において、「プルーム通過時の被害を避けるための防護措置を実施する地域（PPA）が検討中であることを踏まえ、現時点においてはPPAの区域として計画を策定する」ということで、原子力災害対策計画というものを入れています。

先ほどおっしゃった理由ですけれども、原子力施設が近隣にないというお答えでしたけれども、ちょっと納得できかねます。

例えば我孫子市においても、防災計画の中には放射性物質が飛散した場合の対応を、1カ所だけ施設があるようですけれども、やはり入れている。理由はお聞きしたわけですが、この点、ほかの東京都、それから、市町村においても防災計画の中に原子力災害編を入れているところがあるということで、私はこの原子力災害編を入れていただきたいなと思います。これに対して、答弁はいただかなくて結構です。

それで（2）番に移ります。ひたちなか市からの避難住民の受け入れ計画というものが、これから必要になるとお聞きしております。これも去年の一般質問でも質問させていただきましたが、まだ協議会は、その時点で1回だけ行われたというご回答でした。この避難住民の受け入れ計画においては、恐らく何千人とかという方々がこちらに避難してこられるというものが県のほうから通知が来て、それを利根町のほうの避難所に振り分けるということをしていると思うのですけれども、それも含めまして、今のこちらの受け入れ計画ですね、ひたちなか市からのオファーと言いますか、どのような内容でここが検討課題であるということも含めて、どのくらい話し合われているかお答え願います。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） それではお答えいたします。

ひたちなか市からの避難住民の受け入れ計画の進捗ということでございますが、現在まで3回の協議が行われております。原子力災害に備えた茨城県広域避難計画の概要としましては、避難対象市町村は東海第二発電所から概ね30キロ圏内の14市町村で、約96万人が

対象となりまして、避難先としましては、県内の30市町村及び県外を予定しているところ  
でございます。

利根町の受け入れ人数としましては、ひたちなか市民15万7,060人を県南地区の12市町  
村及び県外の市町村で受け入れる予定でございまして、その中の市町村の受け入れ態勢に  
応じて避難者数を現在協議しているところでございます。

利根町の受け入れ施設につきましては、避難経路としましては、高速道路や国道などの  
主な幹線道路を設定していることから、住民の避難は自家用車が基本とされております。  
その条件に合う施設を設定していくこととなりますが、こちらも現在協議中でございます。

このように現時点ではほとんどが協議中でありまして、今後もひたちなか市と協議を重  
ねていくこととなります。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 受け入れ施設等も恐らく既存の施設、福祉避難所、それから、一  
般の避難所等を使って受け入れるということだろうと思いますが、今は協議中ということ  
でお聞きしましたが、もう一つ、ちょっと詳しい内容でお答えできるのであればお願いし  
たいんですが、避難所におけるの収容人員というのは、ここは100人とか200人とかとい  
うぐらひの人数の見込みを出すときに、床面積だと思っておりますけれども、例えば1人当  
たり2平米の面積を想定して、そこから収容人数を算出している作業を利根町のほうでや  
られているのかどうか、それから、もし2平米というのが数字として充てているのであれば、  
通路とか共用スペース等は別にしてあるのかどうか、その辺、わかればお答え願います。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 今現在では、利根町で15カ所ある避難所の面積等を出しまし  
て、受け入れ人数を想定して県のほうに報告したところ、県のほうで13カ所ということ  
を設定をしてくまして、屋内面積、こちら今議員がおっしゃったことまで全部含まれて  
いるかどうか分からないんですけれども、施設の屋内面積ということで計算しまして、その  
うち小中学校の教室の面積を引いた残りの面積に対して、先ほど言いましたように、1人2  
平米で計算して、茨城県のほうでは4,076人という形で人数は出てございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 4,076人を受け入れるということですね。

それで、茨城県の避難施設一覧、平成27年4月1日現在で見ますと、利根町民すこやか  
交流センターを初めとしまして15カ所登録してありますので、これが15カ所から13カ所  
になったということは、どこかが抜けたということですね。それは了解いたしました。

4,076人を受け入れる、これをそれぞれの避難所に振り分けるというところは、まだ検  
討されているのかどうか。

それから、この2平米を1人当たりで充てるということについてですが、この2平米と  
いう指針ですけれども、消防庁国民保護運用室長からの避難施設データベースというもの

によって2平米となっているようなんですね。先ほど通路とか共用スペースを含むか、含まないかということをお聞きしたのは、例えば体育館なりに避難したときに、2平米という面積を考えていただきたいんですけども、そこに人がいることと、通路ですとか、そのものも含めての2平米ですから、多分畳1畳以下ですよ、そこに滞在するということです。

この2平米1人当たりというところを、もっと高く設定するということは、選択肢の中には現時点でありますでしょうか。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 今の面積の算出方法なんですけれども、教室及び居住スペースとしては活用できない面積は含まないということです、ある程度、その辺の部分は除かれているのかなと思います。

今言った人数につきましては、あくまでも県の試算での今言った2平米という形で計算した人数でありますので、実際に利根町が受け入れる人数というのは、まだこれから協議中でございます。

先ほども言いましたように、ひたちなか市民15万7,060人を県南地区の12市町村及び県外の市町村で受け入れるという予定で、今協議を進めているところでございますので、人数につきましては、はっきりと利根町が何人受け入れるという人数がまだ出ている状況ではございません。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 恐らく1人当たりの占有面積等は、来ていただく方々の健康問題とかも、もし受け入れた場合に出てくると思います。エコノミー症候群とかも話題になったところでもありますので、これについては2平米ということで今のところ進んでいるということですが、これから人数割を決めていくときに、実際にどのくらいの場所に1人が滞在するのかということは、細心の注意を払っていただいて、利根町に避難してきて最大限のおもてなしといいますか、これが利根町の避難住民の方々の受け入れだということを示していただきたいなと願うところであります。

それで、この人数について、去年の報道等からいきますと、4,000人を超したので、しかも避難所の数が減っておりますので、そこら辺は増減が途中であったのかもしれませんが、これを振り分けていくのは大変な作業だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この人数、占有面積等について質問させていただいた理由の一つなんですけれども、今回のこの受け入れ計画をつくっていく上で、私は率先してこの利根町が受け入れることができる人数を、たとえ4,076人というものが示されたとしても、健康問題とか、いろいろな問題が起きないように避難所生活を送っていただくための十分な面積を、私も利根町民、行政が用意しておくことが非常に大事ではないかと思っております。

ですので、この4,076人ではなく、十分な生活ができるためには、例えばじゃあ1,500人ですよとか、そういうことを含めて率先してこの計画をつくっていただきたいと思いますというものです。

東海第二原子力発電所の事故を想定してということで、この防災計画ということは出てきているわけですがけれども、私は原発の再稼働は反対ではありますがけれども、それは一つの私の考えであって、その理由ですけれども、利根町から80キロメートルぐらい離れた東海村には、稼働はしていませんが原発があり、その他の施設、原子力関係の施設ですね、事業所もあり研究施設もありますが、そこに使用済み核燃料、高レベル廃液、低レベル廃液等大量に行き場がなくて置いてあるわけです。私は、この広域の防災計画、広域の受け入れというところは、ぜひどんどん率先して計画を立てていただいて、稼働していても、いなくても事故は起きると思っております。だから、再稼働の是非とは切り離して、利根町ではこの原子力関係の設備にまつわっての事故の際に、避難所を提供できる体制をつくっておいていただきたいと思いますなと思って、この質問をしている次第であります。

それで、最後の質問になりますが、(2)の②、この計画について、これから町民にどのように知らせていかれるでしょうか。

この質問をする理由は、先日、防災士の資格の講義の中で自主防災組織ができること、それから、地域住民ができることという中に、地域のことをつぶさに歴史から含めて知っておられる方も防災に活用する人材として大事なんだと、例えば古い地図などを使って地形の成り立ちとか、そういうものも学習していくことが必要である。だから、井戸がどこにあるかという情報も年配の方に聞けるとか、そういう地域の人材を活用して地域防災計画に寄与する自主防災組織が主でしょうけれども、そこで情報を持っている方々の情報を有効に生かしていただきたいと思いますなと思うわけです。

この計画を知らせるということは、ちょっと驚く方々がいらっしゃるような、私も危惧いたしますけれども、そこは恐れずこの広域避難計画、こういうものがあるよと、町民の方々も協力してくれということ町民の方々に知らせていただきたいと思います。どのように知らせていかれるか、お答えください。

○議長（井原正光君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） それでは、町民にどのように周知しますかというご質問でございますけれども、今、①のほうで答弁しましたように、ほとんどがこれから協議を重ねていかなければならない状況でございますし、課題も山積している状況でございますので、現在、町としての対応を検討する段階ではございませんので、こうした実際に避難計画が具体化しましたら検討していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） それでは、ぜひ町民の協力も仰ぎ、自主防災組織のほうも意識が向上するように働きかけていただきたいと思います。

東海村では、今、率先して事故のときに避難していく第1の自治体なんですけれども、守谷市、つくばみらい市、取手市、それぞれのガイドマップを作成中であるということが聞こえてきております。それから、住民への説明もし、パブリックコメント等もとるといふことで具体的に計画が進んでいるそうです。これは受け入れ先ではない、もとのほうの自治体の動きではありますが、それと、ひたちなか市は、東海村が避難した後に避難するということなので、重要度から行くと2番目ではありますが、同じ避難はするという事ですので、ぜひ利根町のほうからひたちなか市とは検討課題を十分に話し合っていていただいで準備をしていただきたく思います。1番目の質問は以上で終わりです。

続いて、2番の質問、学校教育現場でのスクールソーシャルワーカー、略しましてSSWの配置計画についてお伺いいたします。

まず、(1)の一つ目の質問についてお答え願います。

本年4月よりのスクールソーシャルワーカー配置の現状をお伺いいたします。雇用形態ですとか、滞在日数ですとか、その辺をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、石山議員のご質問にお答えいたします。

スクールソーシャルワーカー配置の現状と教職員との連携でございますが、スクールソーシャルワーカーは、週2回、1日7時間の勤務となっております。ただ、相談業務ですので、長引いたりとかということで、7時間という限定でございますが、先週指導室の相談業務にいらしたときは、6時過ぎ、7時近くぐらいまでも実施しておられました。

町内4校の小中学校と指導室を、ローテーションで結びながら勤務に当たっております。

1学期の実績といたしましては、相談件数が15件、家庭訪問が5回実施しております。相談内容ですが、主に不登校に関することや、保護者の方の子育てについての悩みなどが多かったようです。

また、教職員との連携につきましては、生徒指導部会やケース会議に参加したり、放課後の時間等を利用したりしながら、情報の共有及び今後の支援のあり方等につきまして対応をしているということでございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） このスクールソーシャルワーカーというのを、私、初めてお聞きしましたときに、スクールカウンセラーとどう違うのというのが端的に頭にぽっと浮かんだんですけれども、と言いますのは、娘が悩みがあったときに学校相談員の方とスクールカウンセラーの方に見守りをしていただいた経験がありまして、相談だけではない、話を聞いていただくだけではないのがスクールソーシャルワーカーなのかなと思ったんですけれども、スクールソーシャルワーカーというのが、大きな前提というのが全児童生徒の学習権を保障するという事ですね、それから、実際の業務は社会福祉的な援助であって、学校現場に福祉をつなぐといひますか、学校現場において福祉へのつなぎをつくり出すと

いう非常にいいメリットがあるということをお聞きしております。

いわば「子供家庭相談体制づくり」、というのは私の言葉ではないんですけども、ある学者さんが言っておられて、子供家庭相談の体制をつくること、これが一番大事だとおっしゃっておられます。このスクールカウンセラーや教職員の方々というのは、今までいらっしやあって、これからスクールソーシャルワーカーとも連携していくわけですが、15件の相談があったと、その中で連携というのが具体的にどんなふうに行っているのかということをお聞きしたいと思います。

例えば、その事例についての見立てというのか、どういう状況で、環境がどういふ、家庭がどういふというものの情報を持ってきて、それで、じゃあどこに原因があるのか、表面上の訴えの下にある原因をつかむための作業を恐らくスクールソーシャルワーカーと、一番身近に接している担任の先生とか、それから、スクールカウンセラーの方々の持っている情報を総合して見立てををすると思うのです。どのような連携を今はされているか、例えば月に、この相談があったごとにされているのか、それとも対象を何かアクションをとらないといけないというときのみに会議をされているのか、情報交換をされているのかをお聞きします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 今の石山議員の質問でございますが、まず最初に、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、今おっしゃられたかなと思うのですが、基本的にSC、スクールカウンセラーの方々は学校の児童生徒の対応が主です。ですから、子供たちとの相談業務、そういう形で基本的には教育相談の資格を持っていらっしゃる方が学校に行き、子供たちと一緒に生活をする中で悩みとかいろいろな問題行動に対しての相談業務を行う。

SSWのスクールソーシャルワーカーの方々は、もっと一歩先に進んでと言いますか、今おっしゃられましたように、社会福祉士とか、精神保健福祉士の資格を持たれたりとか、臨床心理士の資格を持っていらっしゃる方、ですからカウンセラーとしては上級と申しますか、非常に重い病気になっておられるような方々のカウンセラー、相談にも応じることができる方々なんですね。

それと、基本的に保護者の方とか、地域の方を含めて、それから、先生方が保護者と対応するときのどういうアドバイスをしたらいいとか、先生方に対しての指導援助などもしてくれる先生です。そのときの連携等につきましては、児童相談所、警察、福祉課、2番の質問とちょっと重複してしまうんですが、次の質問のほうでまた詳しく説明したいと思うのですが、そういうところと連携をとりながら、子供たちの児童生徒の学校生活がよりよく進められるように対応させていただいている次第です。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 今のどのぐらい会議をされているか、何か専門用語でケース会議

と言うそうなんですけれども、このケース会議というのが一番重要な部分であって、最初の見立てをして、その後に手立てを考えるための重要な情報収集の場であるということですので、このSSW、来ていただいている方にまだお会いしていないんですけれども、その方が十分に知識と技術を発揮していただけるようお願いものです。

その中で一つだけ確認したいんですけれども、家庭、学校間の連絡調整というか、先ほども家庭訪問されているということで、非常によいことだと思います。私も知人のお孫さんのことで、友人としてですけれども、話を聞いている中で、何が原因かというのはわかりづらい、それから、お子さんが兄弟いらっしゃれば、その兄弟の影響というのも大きいんじゃないかと考えました。ですから、情報はとにかくたくさんにとって、家庭訪問もできる間はしたほうがいい、拒否されてできなくなる場合もあるそうです。ですから、そこは充実させていただきたいと思うんですけれども、その家庭と学校の連絡調整を充実していくことが一番大事だと思っている中で、大正大学の方がおっしゃっているんですけれども、スクールカウンセラーと似ているというのもありまして、その認知度が、教職員の方々が悪気があってでなくて認知しづらいということをおっしゃっていました。

そのまま読みますと、ソーシャルワーカーの特性や職務内容に対しての教員の理解が表層的なものにとどまり、実際にはどのようにスクールソーシャルワーカーを活用していけばよいか明確になっていないおそれがある。ともすると、今後配置が進むに連れ、単にスクールカウンセラーの代替要員として扱われてしまうことにもつながりかねない。

私のような素人にも、どう違いがあるのかなと、でも調べた限り、福祉とつなぐ役割をされる重要な方だと。

利根町にスクールソーシャルワーカーが3校目でしたか、結城市にも入っているようですけれども、先進的な教育委員会としての施策として素晴らしいと思います。教員の方々への周知といいますか、認知の部分ではどのような努力というか、最初にスクールソーシャルワーカーが入ってこられたときにどのような説明をされているのか、もしわかれば教えてください。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） スクールソーシャルワーカーの配置ということで、県内でもまだ数少ない配置なんですけど、町民の方々へ、そのような方が配置されているという周知は、しておりません。

なぜかと言いますと、余り大きくしてしまっていて、個人情報とかいろいろ、ある部分では得た情報等については公表できない部分とかもございますので、おおっぴらに、います、使ってくださいというわけにはいきませんので、特定として学校を主体とした活動をさせていただいております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 済みません、ちょっと聞き方が悪かったです。

一般の町民の方へということではなくて、学校の中で、スクールソーシャルワーカーが入られたときに教職員の方々にどのような説明の仕方をしたのかということをお聞きします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 学校におきましては、スクールカウンセラーと新しく今度スクールソーシャルワーカーでより深い相談内容ができるということで、お便りとかを含めまして、学校のほうと保護者については周知していると。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） それでは、次の質問に移ります。（2）番、児童・生徒・教職員のメンタルケアについて。

日ごろ学校に足を運んだ際に、担任を持っていらっしゃる先生方と接するたびに、休み時間も、二、三分を争うような感じで、こちらとしても用事を足すのに何だか引きとめては悪いような感じのときもあるぐらい忙しいのを目にしておりまして、日ごろから心配しておりました。

教職員のメンタルケアというものが、私は、間接的にですけれども、いじめの問題とか、心が安定して先生方の業務も負担が軽くなるんじゃないか、気持ちで変わる部分というのは、疲れぐあいも違うと思いますので質問させていただいているところです。

いじめ問題、不登校問題では、予防するというのが、このスクールソーシャルワーカーの働きによって、先生方、児童生徒の心が安定していった間接的に寄与するのではないかという考え方です。

これからのスクールソーシャルワーカーの業務のあり方は後でお聞きするとして、まず、利根町の学校教職員の勤務実態について少しデータがあれば教えてください。お忙しいのにされている先生方の、いわゆる残業ですけれども、時間外勤務、これが四つの学校でどのくらいなのか、もしデータがあれば教えてください。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 利根町教職員の勤務実態調査、これは県の学校長会のほうの組織から年に2回ほど調査が入るんです。6月と2月、県の学校長会の調査部会というところから全県下の教職員に対して、どのくらい超過勤務と言いますか、5時以降の勤務時間外の時数を出すよということ調査があります。

利根町の場合、平均的な時間数ですが、布川小学校で総数60時間、文間小学校で総数44.4時間、文小学校で総数70.1時間、利根中学校で総数90.6時間ということで、1日当たりになると約1.48時間から2時間ほど、5時以降に、勤務時間外に大体6時とか7時ぐらいいまで残って仕事をされているというのが現状かなと思いますが、ここでちょっとお時間をいただきまして、先生方の勤務について少しお話をさせていただいてよろしいでしょうか。



先生方の、教職員の勤務、労働時間でございますが、一般的な先生について、1日の小学校、中学校、夏休みの勤務についてご説明させていただきます。

小学校の場合は、基本的に大体7時半ぐらいに、学校を管理されている教頭先生が校舎の鍵をあけてくれるんですが、子供たちが、登校班の遠いところの子供たちもおりますので、大体7時45分から8時15分ぐらいに通常は教室の中に入るようになっているかなと思うのですが、時間の差がありますので、7時45分ぐらいからぼちぼちと子供たちがやってきます。ですから7時半ぐらいには教頭先生か教務主任の先生か、あと近隣の先生方が鍵をあけて学校を開放します。

ほとんどの先生方が7時50分ぐらいから、8時前後ぐらいには学校のほうに来ます。そして担任の先生は教室のほうに行って、子供たちをおはようという形で迎えるわけです。早速低学年の1、2年生あたりが登校してくると、かばんからきょうの授業のノートや筆箱とか出す準備のお手伝いをしたりして、1時間目の授業に備えて授業が進められるような形になるかなと思います。

教職員の場合は、給食指導というのがございます。通常、会社員とか一般の公務員の方々は12時から1時までは、基本的には食事の時間として自由な時間といいますか、外に出て食事をしてきても構わないという時間があるかなと思うのですが、担任の先生、学校の先生方は、その時間も給食指導という時間で勤務に当たっているわけです。

特に低学年の場合には、配膳の準備から、分ける状況とか、そういうものをきちっと先生方が見て、そして、こぼしちゃったりとか、そういうものについてはきちっと対応していただく。グループに入って、きちっと子供たちの様子を見ながら、食育の指導を含めて、栄養のバランスとか、そういうのを残しちゃだめだよとか、そういうことで給食指導の時間を約50分間、その時間もきちっと勤務に当たっているわけです。

お昼休みの時間、子供たちは外で遊んでいたりすると思うのですが、その時間も先生方は休憩時間だというわけにはいきません。基本的には山のようなノートに丸をつけたりとか、コメントを書いたりする、通常40人のお子さんがいらっしゃれば、1人1分で丸つけをしたって40分かかるわけです。ととてもとても時間が足りない、その時間を生み出しながらやっていかれる。

一応6時間とかの授業が終わりまして、低学年の場合は5時間で下校するときには3時ぐらいで、下校指導に行きますと3時半ぐらいまでかかります。高学年の場合、6時間まで授業をしますと4時半ぐらいまでかかります。それが戻ってきましたら研修があったりとか、職員会議があったりとかして5時過ぎてしまう。

その後、今度はあしたの授業の準備とか、そういう部分で先生方、本当に5時までの勤務と言っても、やはり6時、7時ぐらいまで仕事をされているというのが現状かなと思います。

また、中学校の場合は、基本となるのが部活動と生徒指導です。部活動にありましては、

5月、6月、今度9月、10月に新人戦とかがありますので、そういう場合には早朝練習と言って、朝の7時ぐらいから出てきて部活動をする学校もございます。ですから、その場合、子供たちでやらせておくわけにいきませんので、顧問の先生方がきちんと指導に当たっているということで、7時ぐらいから勤務の時間になっているかなと思います。

もちろん中学校も給食指導の時間も含まれて、そこに入ってきます。

そして、大体6月、7月あたりは日が長いので、明るいですから6時とか6時半ぐらいまで部活がありますので、その部活の指導が終わりましたら戻ってきて、職員会議があつたりとか、学年会議があつたりとか、教科の会議があつたりとか、そうしてからの自分の仕事といいますから、7時、8時ぐらいまで中学校の場合は勤務が長引いてしまうという現状があるかなと思います。

まして、生徒指導、困難校と言われるような学校におかれましては、非常にその後、子供たちの生徒指導にかかわる部分とか、もちろん土曜、日曜も部活動があります。練習試合とか大会があれば、丸1日部活動の時間に費やしてしまうというのが中学校の先生方の勤務の時間かなと思います。

また、夏休みの勤務につきましては、一般的な言い方をすると、学校の先生って夏休みがあつて子供たちと一緒に40日間休めていいなと思われる部分があるかなと思うのですが、そうではなくて、通常勤務と同じように、8時から5時まで学校に来て、教科指導やいろいろな教材、教具の研究とか、もちろん県のほうから休み中だから、子供たちがいないので出張して研修センターとか研修を行う場所で一堂に、それぞれの立場の先生方を集めて研修を行うと、その夏休み中の研修とかが非常に多うございます。

もちろん一般の公務員と同じように、夏期休暇が5日間ございます。この部分はゆっくり休んでいただいて、2学期からの非常に厳しい仕事にも耐えられるようにリフレッシュしていただくというのが、夏休みの意図でもありますので、そういう部分で先生方の勤務につきましては日々多忙な勤務を行っている。

先ほど言った超過勤務の時間については、ごく一部であつて、もっともっとたくさんの勤務をされている先生方もいらっしゃいます。学期末の成績処理とかにあつては、もちろん学校での勤務時間では終わりませんので、家に持ち帰ってまでやるとか、土曜日曜でも成績処理、テストの丸つけとか分析に時間を充てている先生方もいらっしゃいます。

そういう形で、本当に先生方には、日々子供たちのために十分な勤務をしていただいているというのが現状です。ちょっと長くなりましたけれども、こういう機会でしたので、先生方の勤務についてご説明させていただきました。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 先生方の業務というものを、今、夏休みが休みでないということが初めてわかりまして、知らないで済みませんでした。

それで、残業時間、時間外勤務についてですけれども、文科省の平成27年1月の調査に

よりますと、やはり平均が小中学校の平均なので、ならしちゃっているんで違いはあるんですけども、1時間43分ですので、中学校は長いかなという感じもいたします。

あと、休憩時間ですが、何と14分しかないんですね。これ、統計とっているんで、5万人の教員に対して行っているのが、休憩時間がたった14分というのを見まして、私は桁が間違っているかなと思ったぐらいでした。

そういう激務の中、先生方も頑張っていらっしゃるので、今度スクールソーシャルワーカーがぜひ心の安心というか、先生方もいつでも相談できる、そのような体制にしていっていただきたいと思います。

2番目の質問でもう一個だけ、さっとお聞きしたいんですけども、中学校は部活の指導とかもありますので残業時間が長いと、そのような激務の中でスクールソーシャルワーカーを小学校と中学校で相談を受ける時間を重みに差をつけるとか、そういうことは考えていらっしゃらないですか、必要に応じてということであれば、それでいいですけど。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） スクールソーシャルワーカーの配置の目的ということで、昨今、いじめや不登校の問題を抱えている児童生徒が、社会環境とかいろいろな部分で多くなってきております。そういう家庭との連携等を含めながら、スクールソーシャルワーカーのほうは取り組みをさせていただいているんですが、相談内容が若干、小学校と中学校は違いますので、その中身によって時間数とかそういうのは違ってくるかなと思うのですが、具体的例を説明させていただきます。

1学期は、毎月1回開催している生徒指導主事連絡協議会への参加をさせていただいて、それぞれ小学校、中学校の生徒指導の先生方から出てきた学校での悩みとか、そういうものをスクールソーシャルワーカーの先生方とも一緒に共有したという経緯もございます。

それから、子育て支援課主管の要保護児童対策市町村支援事業の個別支援会議、こういうものにも参加させていただいて、町の実情とかも掌握させていただいている次第でございます。

それから、生徒指導連絡協議会では、不登校児童生徒の情報の共有や今後の対応策等について協議をしたり、個別支援会議では、先ほどケース会議とおっしゃられましたけれども、それが一番大事なんです。それぞれ問題を抱えている部分が違いますので、それぞれのケースに応じて相談業務を進めていくということで、もちろんこれも小学校、中学校と相談業務が違ってくるわけですけども、あと家庭との対応、そういうものも含めて、今後も学校や関係機関と連携を図りながら業務を遂行していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） ご答弁ありがとうございました。

いろいろとそれぞれに対して丁寧なご答弁をいただきまして、大変期待をしております。

最後の（3）の質問は時間がありませんので割愛させていただきます。地域の人材を活

用していく具体的なお考えについては、後ほど直接聞かせていただく機会を設けていただければありがたいと思います。

私は学校地域支援本部というものが、五、六年前にあった文科省の事業ですけれども、これがこれからどこかの学校でできればと思っておりますが、またそれは別でお話させていただくとして、教職員の方々には、孤立状態に陥らず1人で抱え込まないでと、私たち地域の者も言えるように、安定して子供たちと接していただけるように、私どもも町民も協力いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

終わりです。

○議長（井原正光君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後3時09分休憩

---

午後3時20分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告者、2番新井滄吉議員。

〔2番新井滄吉君登壇〕

○2番（新井滄吉君） 2番新井です。

ちょっと徹夜に近いことをやってしまっただけで意識もうろうとしているんですけども、頑張っています。なぜなら、私は農村問題、農業問題、ど素人なんですね、この質問寸前にホームページを見ていたら、この農業問題のこれを見たんですね、えっ、こんなのいつあったんだっけ、利根町の農業は生命線ですから、それを私は全く知らなかったんですよ。これはどうも広報にも載っていないんですね、と思っているんですけど、あるいは私が見落としているのかもわかりません。それで、皆さんはご存じかもしれませんが、この問題について質問します。

2番目、3番目はちょっとばて気味なので、自席で質問します。済みません。

何を質問するかは一応書いてあります。皆さんにも渡っていると思いますけれども……（「頭だけでいいですよ」と呼ぶ者あり）はい、わかりました、頭だけね。

利根町の地域農業再生協議会が水田フル活用ビジョンというのをつくって載せてあるんですね。このことについて私は全く知らなかったの、びっくりして急いで質問をつくりました。私は正直、農業問題では、勉強はして参加していたんですけど、利根町ということに限ってはほとんど勉強していなかったんです。それで、質問を出した後にいろいろ調べて、きのう徹夜に近く、ホームページを見て勉強してきたので、正直朦朧としています。皆さん、もしかしたらわかっているかも知れませんが、私は神経を集中しているつもりだけど、やはりきのうのいい質問をしていたにもかかわらず、私も若干眠りが入った時間帯もあったので、きょうは自分の質問なので眠っているわけにいかない、頑張っ

ていきたいと思えます……（「そんなこと言わなくてもいいんだよ」と呼ぶ者あり）そんなこと言わなくてもいい、質問が多いので申しわけないですけど、1問目は自分の勉強のつもりで質問します。

済みません、自席で以下はやります。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員，何を質問するんですか，もう一度，その趣旨を述べてください。わかりません。

○2番（新井滄吉君） 1番目は今の農業問題，2番目が公的施設の利用についてです。3番目が非核宣言の具体化についてということで3問です。

○議長（井原正光君） 新井議員，農業問題とか三つの問題について質問するのはわかるんですけども，まず最初に農業問題についてお聞きするんでしょう，だから，その農業問題というと余りに広過ぎるから，その中のどういう件について質問するのか，そういうふう

○2番（新井滄吉君） 済みません，わかりました。

このビジョン作成の作成経過を私は知りたいんです。私が議員になる前にどうもこれはつくったようなので，その後，議員になっても私の目に触れなかったので，この作成経緯を教えてください。これが1点目です。

2番目が……（「自席で」と呼ぶ者あり）言います，いいです，自席ではまた答弁があったらやりますから。

ビジョン作成に当たって，利根町の農業従事者の意見集約をどのようにしたのか，その辺を教えてください。

3番目に，これができたのはいいけれども，周知徹底をどのようにしていたのか，してきたのか，あるいはこれから周知徹底をどうしようとしているのか，その辺を，私が気がつかなかっただけなのかもわかりませんが，よろしくお願いします。

以下は自席で行います。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） （2）番目の協議会のメンバー構成というのが抜けたようですけども，それはよろしいですか。

○2番（新井滄吉君） ごめんなさい，それもです。

○町長（遠山 務君） それでは，新井議員のご質問にお答えをいたします。

水田フル活用ビジョンの作成経緯についてでございますけれども，水田フル活用ビジョンは，水田を活用し地域の特性に応じた水田農業を，地域みずからが主体的に展開，推進していくためのものがございます。

利根町では，肥沃で平坦な農地が広がる立地条件を生かし，全耕地面積の約90%で水稲

が作付されております。

しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の拡大などの問題が生じ、水稻作付面積の維持が課題となっているところでもございます。

こうしたことから、土地の特性を生かし、生産数量目標に沿った主食用米の確保に努めつつ、産地交付金を有効に活用しながら適地適作を基本に、作物生産の維持・拡大を図るためにビジョンの作成を行っているということでございます。

(2)の再生協議会の構成メンバーと選定経過についてのご質問でございますが、利根町地域農業再生協議会の会員につきましては、平成23年制定の利根町地域農業再生協議会規約第5条により選定しております。

構成でございますが、担い手農家、認定農業者、農業経営士、実需者、消費者、豊田新利根土地改良区、茨城県みなみ農業共済組合、担い手育成総合支援協議会代表者、耕作放棄地対策協議会の代表者、竜ヶ崎農業協同組合理事、竜ヶ崎農業協同組合利根支店長、竜ヶ崎農業協同組合わかさ支店長、それと最後に利根町農業委員会、それと利根町と、このメンバーで構成されているところでございます。

ビジョン作成に当たっての農業従事者からの意見集約についてのご質問でございますが、再生協議会には、担い手農家、認定農業者、農業経営士がメンバーとなっておりますので、会議の中でご意見を伺いビジョンの作成に当たっております。

ビジョンの周知徹底の実施でございますが、現在、町のホームページに掲載し周知をしているところでございます。

また、生産目標面積の配分通知を送付する際にも、そのパンフレットを添付しております。

○議長（井原正光君） 2番新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

中身の質問ですけれども、米粉利用米が平成25年はゼロ、だけど平成30年もゼロで、米粉をつくろうとはしていないのが一つ。私は何とか頑張ってつくれるように持っていったほうがいいんじゃないかと思うのですが。

それから、WCS米、ホールクロップサイレージ米ということで、これを食べさせると牛がいい肉になるようなことが、よそのホームページで調べたんですが書いてある。ですから、このホールクロップサイレージ米というのは、結構注目すべきお米ではないかと考えています。

この辺をもうちょっと、利根町で牛を飼っているところがなかったら、飼っているところに、つくって売っていくということも考えたほうがいいんじゃないのかなと考えました。何か収入が1.2倍ぐらいになるとか。

それから、ソバも全然つくっていない。そばのグループはあるのに、私も、めん類はうどんじゃなくてそばを食べるようにしているんですね。ですから健康を考えたら、そばと

なるんですけれども、そのあれはないと。

豆はゼロから0.1ヘクタールに何とか行かせようとしている、これは大変いいと思うのです。

それから、湛水性野菜、これもゼロから0.2ヘクタールに持っていきようとしている。これも大変いいと思うのです。

この辺のあれは、プロが集まっていろいろ話したんでしょうけれども、ど素人の私から見れば、健康の志向を考えるともう少し考慮するところがあるんじゃないのかなと、正直感じました。それは、ソバを何とかつくるように指導するとか、それから、クレソン、これも皆さんはよく、プロはご存じかもしれませんが、私にとってはえっと、クレソンってすごい野菜というか、もので、この辺も着目していいのではないかと感じたんですけれども、その辺をどういう議論を経てこの結果になったのか。

何と言うか、ゼロからスタートする場合に、龍ヶ崎市のホームページを見たんですけれども、ゼロから計画を立てているんですね、ゼロから幾つって持っていくための、そのあれが利根町にはちょっとないので、その辺はどういうふうに、会議に集まったメンバーだけで何とかしようとするのか、あるいは周辺の農業従事者に何とかそこに持っていくように努力、どういうふうに持っていきようとしているのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

○議長（井原正光君） 大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは、お答えをいたします。

まず、ビジョンの中で米粉用米が少ないということでございまして、米粉用に関しましては、つくってはいるんですが、なかなか需要が伸びないと、いろいろな米粉用の加工の仕方などを工夫しながら、利根町の中でも米粉を使ってパンケーキとかまんじゅうとかつくってはいただいているんですけれども、なかなか伸びていない状況なので、ここで米粉用の米を増産するというところは、ちょっと計画にはしづらいということで伸びてございません。

また、利根町は、先ほどから言っておりますように、水稻地帯でございまして、水稻の中で何を主食用米のかわりに伸ばしたらいいのかということ協議した中で、このビジョンの中で加工用米の増産、それから、飼料用米の増産、そういうところで対応せざるを得ないという状況がございまして。

また、先ほどのソバですけれども、ソバに関しては大変湿潤した農地では実がとれないというところで、利根町の水田ですと、必ず大雨などが降ってしまいますと水没してしまいます。ですから、田んぼでのソバの栽培は非常に向かない地域になっております。

また、ホールクroppサイレージ、こちらにつきましては畜産農家と提携をいたしまして、えさをつくるということなんですけれども、議員ご承知のように、町内には畜産をやっている農家がございませんので、なかなか結びついていないというところで伸びてございません。

それから、野菜なんですけれども、利根町で野菜農家はたくさんいらっしゃいます。ほぼ自家消費でつくっておられる農家が多いものですから、それを転作の作物として面積を稼ごうということをつくろうとすると、なかなか農家も手を出しづらいという状況がございますので、そういうことでクレソンとか畑の野菜に関しては伸びないという状況になっています。

大変苦しいビジョンにはなるんですけれども、やはり水田を100%使おうとした場合には、この飼料用米だったり、主食用米を加工用米にしたりというところでの対応をせざるを得ない状況にあるということでの計画になってございます。

○議長（井原正光君） 2番新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

このフリージア、これが花としては利根町には向いているんですか、教えてください。

○議長（井原正光君） 大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） お答えをいたします。

フリージアにつきましては、これ町内に現在3軒の農家で、竜ヶ崎花卉組合利根支部というものがございまして、そちらがハウスを利用して大々的にフリージア栽培をして、大田市場のほうに出荷をしておりますので、かなり面積的には多くやられております。

それなので、利根町の花弁栽培は他の市町村からも注目を集めている状況にございます。

○議長（井原正光君） 2番新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

米粉用米も少しはつくっているということなんですけれども、どのくらい。

○議長（井原正光君） 大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） ちょっと数量的にはそんなに、多分10アールとか20アールの単位でしか、現在はつくられていないですね。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 説明が、私が理解できなかつたのかもわからないんですけれども、この内容を農業の従事者あるいは若者が農業に向かうように仕向ける、そういう策は考えていますか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） このビジョンの示し方については、先ほど町長のほうからもあったように、ホームページのほうでの公開、それから、各農家のほうへは毎年1回、生産調整に絡みまして配分通知を各農家に差し上げております。この配分計画にあわせましてパンフレットと一緒に同封して送っているということでの周知になっています。

ですから、農家をやられていない方のところには、このビジョンは一切出回ってはいないんですけれども、また、若者に対しての周知ということに関しては、されていないと



いう状況にございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

私が全く知らなかった理由はわかりました。そういうことなんですね。

私もそういう興味というか、関心だけは持って、正直、農村を活性化する講師の話には相当行ったんですよ。でも、こういう地元のことを全く知らなかったというのは、私も反省しています。

でも一つ、私、寸前にこれを知って、この質問書を提出する本当に1日か2日前ですよ、ホームページを見て、あっ何だ、これはと。私が誤解したのは広報か何かで自分は見たと思ったんですよ。広報をさかのぼって、経済課に行って、うまく私が質問できなかつたらわからなかったんですけども、最新号にも載っていない、前号にも載っていない、どこで私は気がついたんだろうということで、こういう水田フル活用ビジョンとか検索をかけても出ないんですね、出ないんですよ。ほかの問題でも出ないんです。だから、利根町の検索にちょっと欠陥があるんじゃないのかなと、正直感じましたね。

それ以外は、前回質問したシルバー人材センターのホームページが、バーンと利根町のホームページに入っていくとわかるんですね、あっ頑張ってやってくれたなと思ったら、だけどこっちが知りたいことが検索しても出ないというのは、ちょっと検索に改善の余地があると正直この間思いました。よろしくお願いします。

次に移ります。2番目に公的施設の利用について。

いろいろな経緯があって利根町は、生涯学習センターはお金を取ってもいい、何をやってもいいという施設で、それ以外はお金を取るのはだめよという縛りがあったと思うのです。そういうふうに思い込んでいた。ところが、どうやら文科省の営利事業の解釈の変更通知というか、解釈通知が出たんですね。それは、どうも広島から出したようなんですけども、それを見習って結構いろいろところが有料化しているんですね。お金を取ってもいいと、企画して入場料を取ってもいいと。それは営利事業でなければですよ、だけど町民が主催するには営利事業なわけがない。

そういう意味で今ホームページを見ると、結構いろいろところが計画した行事で、今までは本も売れなかった、この本を読んでほしいけど本も持ち込めなかった、あるいは何か演奏会をやっても、その演奏する人のDVDとかCDも売れなかった。そういう状態にあるので、ぜひその辺は先進地域ではばんばん有料化オーケーなんですね、公民館を貸しているんです。そうすると、利根町もその辺で企画が、町がやるのは、そういうことはお金が取れるけれども、民間、町民がやるにはなかなかできないということで、この辺でそろそろ取っ払ったらいいんじゃないかと。

取っ払うに際しては、利根町の公民館のホールなどを使う場合には、企画して1カ月では無理なんですね、ですからああいう大きな施設は3カ月前から申し込みオーケーと変え

てほしいと、そういう変える意思があるのかどうか質問内容です。よろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

入場料や物品販売を容認するよう規約・条例の変更検討をする意思があるのか否かということですが、役場庁舎におきましては多目的ホールとイベントホールが貸し出しの対象となっており、いずれも物品販売が可能でございます。

そのほか、社会教育施設の物品販売等の件につきましては、教育長のほうから答弁させていただきます。

それと、大きな会場を借りるときは、3カ月前申し込みの方法を検討する意思があるのかとのご質問にお答えいたします。

庁舎の使用につきましては、これまでも特に混乱や支障がないことから、申請期限は設けておりません。また、先ほど申し上げましたとおり、各社会教育施設の申し込み方法等につきましては、教育長のほうから答弁させます。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 社会教育施設での営利活動等の制限ですが、議員ご質問の文部科学省からの営利活動の解釈変更とは、平成25年3月の文部科学省生涯学習政策局長通知である「社会教育法第23条第1項第1号の解釈について」を指しているのではないかと推測いたします。

この通知では、社会教育法第23条第1項第1号の趣旨が掲載されております。法第23条第1項第1号は、公民館が「専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利活動を援助すること」を禁止しております。

本条の趣旨の説明があり、趣旨を「公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追及することや、特定の営利事業に対して特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業にかかわることを全面的に禁止するものではない」とされています。

さらにこの通知では、地域の芸術振興のための個展における作品の販売についての定義を示してあり、この中で「公民館が個展を主催する場合、公民館が専ら営利のみを追及することは禁止されているところであるが、法第20条に掲げる目的のために実施する事業であれば、その一環として作品の販売を行うことは、法第23条第1項第1号で禁止されている行為には当たらない」とされております。

この法第23条第1項第1号の解釈通知は、本件の通知の周知徹底を図り、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、活動が一層活性化するために出されたものであります。

そこで、公民館の運営につきましては、社会教育法にのっとり、公民館を適切に運営していきたいと考えております。生涯学習センター等のその他社会教育施設につきま

しては、社会教育法が適用されないこともあり、現行の条例・規則を遵守していく予定であります。こうした現状でありますので、入場料や物品販売を容認するような条例・規則の改正は考えておりません。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 結論は、考えないということですか、ちょっと大変な疑問ですね。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 担当課長のほうで説明していただきます。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

社会教育施設につきましては、根拠法令が違っているものがございまして、公民館につきましては社会教育法第21条が根拠法令でございまして、生涯学習センター、コミュニティセンター等につきましては、地方自治法第244条の2第1項が根拠法令となっております。

今、教育長の答弁では、社会教育法を公民館等は遵守していけば現行でも入場料を取ったり、あるいは研修会の書籍の販売は可能ですので、現行の条例・規則の中で対応していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ちょっと確認なんですけど、私が混乱しているのかもわからないんですけども、生涯学習センターは使えらると、公民館も使えるし販売できると、今の答えは理解していいんですか。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） お答え申し上げます。

今申しました社会教育法の適用を受けるのは公民館だけであります。

ただ、生涯学習センター等につきましても、一応社会教育法で認められるところについては、許可する方向で検討をしております。

先ほど議員からご質問のありました、生涯学習センターでは何でもできるというご意見がございましたけれども、生涯学習センターでは、物品の販売については教育委員会の許可を受けるという定義がございまして。

そういったことで、現行の社会教育法の中で対応をしていきたいと考えておりまして、具体的には、先ほど教育長の答弁のとおり、社会教育法第23条第1項第1号では、物品の販売行為そのものを禁止しているものではなく、特定の人に利益を帰属させることが禁止という規定でございまして、例えばその主たる目的が物品販売や企業の広報、宣伝等である営利を追及する場合については、当然法の制限を受けましても、その他、地区の文化祭や公民館事業の一環として地域団体等が物品販売や材料費、テキスト代、あるいは講師謝礼等を徴収することは問題がないとされております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 町民は、多分私と同じような感覚で今いると思うのです。ですから、使えるんだったら、その辺の周知徹底を改めてお願いをしたいと思います。その周知徹底する意思があるかどうか。

というのは、自己規制をしているんですよ。公民館は入場料を取れない、取れるのは生涯学習センターだけと、そういう理解です、私と同じ。そうすると利用が減りますよね、自己規制するから自由に使えない、そういう考えであるなら、ちゃんと町民が使えるよと、営利事業でなければ使えるよという広報をよろしくお願いします。

それこそが町民のための広報だと思うのです。町が知らせるための広報じゃないんです。町民が使いやすいように、町民がわかるように広報を使っていく、あるいはホームページもそういうふうにつくっていくということが大事だと思います。よろしくお願いします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 二つ目のご質問でございますが、社会教育施設の現状の施設利用受付状況についてお答えいたします。

利根町公民館は、各部屋は1カ月前からの利用受付をしており、多目的ホールにつきましては3カ月前から利用受付をしております。

生涯学習センターにつきましては、全部屋とも3カ月前から利用受付をしております。

柳田國男記念公苑につきましては、各部屋を1カ月前から利用受付をし、宿泊については2カ月前から利用受付をしております。

布川地区コミュニティセンターにつきましては、各部屋とも1カ月前から受け付けをしておりますが、町の監査委員のご意見により、2カ月前からの利用受付を、試験的に6月1日から開始したところであります。今年度いっぱい試験期間を設けまして利用者の方のご意見を伺いまして、元に戻すか、2カ月前からの受け付けにするか、さらに長い期間とするかを決定していきたいと考えております。

各社会教育施設は、利用対象・設置位置・利用目的・設置目的等が異なっておりますので、統一的な運営は難しい現状でもあります。

利用受付を1カ月前からしている理由であります。一つは特定団体に利益が偏らない。二つ目は住民の利用が公平にできる。三つ目が、住民が利用したいときに利用できる等の理由がございます。

各社会教育施設の利用では、公的機関・学校・後援事業等の利用申し込みがあった場合は、受付期間に関係なく優先的に受け付けを行っております。

布川地区コミュニティセンターの利用受付につきましては、先ほどの説明のとおり、現在、2カ月前利用受付の試験的期間を設けております。この結果を踏まえて、今後の対応を検討していく予定でございます。

また、他の社会教育施設の利用受付につきましては、施設の特性を考慮しまして、現行どおりの利用受付をしたいと考えております。いずれにしても、社会教育の奨励に必

要な施設運営をしていく予定でございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

私が知らなかっただけなのかもしれないけれども、2カ月前からというのは広報されましたか、監査委員の指摘を受けて、指導を受けて。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

コミュニティセンターの利用につきましては、6月からということで、コミュニティセンターの中に掲示をしております。広報はしておりません。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 私もコミュニティセンターは時々使っているんですけども、正直、気がつかないですね。だから、その広報が、やり方が悪いんじゃないですかね。私は結構見ているんですよ、掲示物とか、中に入って何が張ってあるとか、全然気がつかないですね。

行った人が気づくだけではなくて、広報とかに載せないと気がつかないですよ。建物に行った人でも、私も気がつかないんですから、それを知っている人は皆無に近いでしょうね。この実態はどう思いますか。町民がみんな知っていると思っていますか。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） お答え申し上げます。

コミュニティセンターの利用の試行期間の設定につきましては、各公民館ですとか生涯学習センター、コミュニティセンターに張ってあるんですけども、そういったご指摘を踏まえまして、今後、広報の仕方につきまして検討を重ねていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 私は、布川コミセンはよく使うんですけど、どこに張ってあるんですか。本当に気がつかないですよ。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

たしか、昨日行ったんですけども、壁に張ってあると記憶しております。もしちょっと見づらいということであれば、さらに張るような指示をしたいと思います。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ごめんなさいね、ちょっとしつこいようだけど、どこの壁ですか。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

1階の入り口の壁に張ってあるというふうに。

○2番（新井滄吉君） 1階に入って、掲示物は結構玄関に張ってありますね。

○生涯学習課長（坂田重雄君） あと、もしくはちょっと記憶違いで、入り口の自動ドアのところ、もしくは1階の壁のどちらかに張ってあると記憶しております。

もし不便であれば、さらにもっと張るようにしたいと思います。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 私は比較的気をつけているほうだけど、多分一般町民は、私だけかな、公民館のホールが3カ月前からオーケーだと、それから、柳田國男記念公苑は2カ月前ですか、そういう違いをもう1回わかるように町民に広報をお願いします。これはお願いです。よろしくお願いします。

では時間がなくなってきたので、3番に移ります。非核宣言の具体化についてということで、戦争体験者が本当に少なくなっています。私もいろいろなところへ聞きに行ったり、見学に行ったりするんですけども、いろいろな組織が解散、解散に、そういう段階になっているんですね。私は正直、非常に危惧しています。近隣でも高齢者の戦争体験の手記というか、あるいは取材をして原稿を書いているとか、そういう体験のあれが多いんですね。

利根町には全くない、そろそろ、来年やればいいということではなくて、早急に準備をして、準備するだけでも時間がかかりますから、関係ないと言えれば関係ないのかもわかりませんが、私には関係あるんですけどね、やはり今の、戦争へ、戦争へという若い議員、自民党は特に戦争を体験していないから、戦争の悲惨さをわかっていないんですね。戦争の悲惨さをわかっている長老議員は結構いて、それは安倍さんの今の暴走を危険視しているんですね。ところが今のあれは、安倍に逆らうと公認が得られないということで黙っているんですね、口をつぐんでいるんですよ。

だから、そういうことを考えると、戦争の悲惨さを後の世代に伝えていかないと、戦争、戦争と言ってごっそり持っていかれるというか、皆さんも年配者はわかると思うのですが、戦争に持って行かれたときの怖さ、今は批判できますよ、ところが、そこに近づくと口を閉ざす、言えなくなる、逮捕する、そういうことになるんですね。

そういう意味では自由にまだ戦争へ行く体制の批判ができる今、今でない間に合わないと思うのですよ。私から見ると、だんだんそういうふうになってきているんですね。

私の体験でも、教科書裁判で家永三郎さん、あのちっちゃい体で頑張っていましたね。私はあの先生の話聞いて本当に感じました。私は家永精神を守っていかなきゃいけないと、家永さんは本当に小規模の学習会で話をされて警鐘を鳴らしてきたんですね。

今はもう全然関係ないように思うかもしれないけれども、今の天皇陛下はなぜああいうように戦争の慰問の旅を続けているか。彼は家永さんの歴史の個人指導を受けているんですね。今の天皇陛下は皇太子のときから、戦争も彼自身も体験して、戦争の怖さと、国民が自分から離れたらギロチンに遭うという危機感を持っているんですね。だから戦争体制には持っていかないと、先頭を切ってやっているんです。

ちょっと予告の質問と違うように思うかもしれないけれども、私の認識はそうなんです。今のこの時期に戦争体験の体験者の記録、お話を記録していかないと、ごっそり持っていかれちゃう。この間、私もなぜ天皇陛下はああいう行為をとっているのか、なぜ安倍ちゃんがああいう行為をとっているのか、この2人の生い立ちなりを、それなりに一生懸命勉強しているんですよ。

そうすると、結果は、安倍さんは戦争の悲惨さを知らないんですね。天皇陛下はいろいろなところに行って、現地の人のお話を聞くなり、あるいは体験者の話を聞くなり、被災者の話を直接聞くなり、体験が多いんですね。だから悲惨さをよく理解しているんですね。

安倍さんは、悪いけど、岸 信介おじいちゃんの膝に抱っこされて、おじいさんを悪く言うやつは悪いやつだみたいな、単細胞的な発想をしてなっているんですね。この違いが出てきているんですよ。この間の私の勉強結果はそうなんですよ。

だから、そういうことを考えると、ぜひ皆さんは、見方は違っても戦争体験をつなぐことは一致するのではないかと思います。そういう意味では、ぜひ行政が頑張って、町民も一町民として頑張っていかなきゃいけないけど、行政も二度と戦争を起こさないという、非核宣言の精神というのはそういうところにあると思うのです。そういうところを酌んで準備をしてほしいという希望というか、ここに書いたことに対してどういうふうに考えているのか、行政当局はどんどん亡くなっている戦争体験者の貴重な体験が聞けない、そういうのをどう思うのか質問します。

○議長（井原正光君） 新井議員にちょっとお尋ねしたいんですが、天皇陛下はわかりましたが、「あべさん」というのはどなたですか、はっきり、わかりません。

○2番（新井滄吉君） 安倍晋三総理大臣ですね。

○議長（井原正光君） はい、わかりました。

遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

戦争体験者の体験記録を後世に残すことについての町行政の考えはというご質問でございますが、確かに、さまざまな戦争体験者も高齢となり、当時の悲惨な体験を語り継ぐ方は減少しているのも事実でございます。

私の亡くなった父は、水戸の連隊に入りました。それから上海へ行きまして、終戦は、タイの南方ですね、あそこで終戦を迎えて無事帰ってきたというようなこともありまして、約6年間行っていましたので、いろいろと戦争の悲惨さは聞いております。

今の町の現状でございますけれども、ことし、3年に一度の戦没者追悼式を行いましたけれども、前は毎年やっております、それから2年置きにして、それを3年置きにしたと。というのは、だんだん毎年出席してくださる方が少なくなっているということで、今は3年に一度行っているところでございます。

このような状況でもありますので、現在のところは全町民への戦争体験談の募集は考え

ておりませんが、昨年の12月議会における非核平和都市宣言の決議を受けて、非核平和事業としては、6月議会でも答弁しましたが、来年度実施できる事業について、現在検討しているところでございます。

今年度の平和事業としては、3年に一度行われる、先ほど申し上げました利根町戦没者追悼式において、初めて小中学生の5人が参列し、代表としての「平和への誓い」と全員による献花を行っていただいたということでございます。

来年度の事業として今検討しているのは、一つとしましては、中学生の代表者数名を広島平和記念式典に派遣する事業を検討しているところでございます。

このように、町としましては利根町の未来を担う子供たちが世界の恒久平和の実現を祈念し、改めて戦争の悲惨さと平和のとうとさを認識していただけるように、子供たちへの平和学習を中心に、事業を今後とも検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 今の中学生の広島派遣は大変いいと思います。私も大変その答えはうれしいです。ありがとうございました。

ちょっと時間がないので、ここで終わります。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員の質問が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日9月14日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後4時13分散会